

佐賀県死因究明等推進計画

令和 8 年(2026 年)3月

佐 賀 県

目次

第1 はじめに

1. 本計画の基本的事項……………1
2. 死因究明の必要性……………2

第2 全国・佐賀県の現状

1. 将来の人口推計……………3
2. 年間死亡数……………4
3. 主な死因の死亡数・死亡率……………5
4. 死亡場所の推移……………6
5. 警察における死因究明等に係る体制及び死体取扱状況……………6
6. 死体の検案及び解剖等の実施体制……………7

第3 死因究明等の体制整備に向けた各団体の取組及び課題

1. 施策の選定(死因究明等推進計画より)……………9
2. 【施策1】死因究明等に係る人材の育成等……………11
3. 【施策2】死体の検案及び解剖等の実施体制の充実……………14

第4 推進体制と本計画の見直しについて……………16

《参考資料》

- 死因究明等推進計画の概要……………17
- 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの概要……………20
- 警察における死体取扱の流れ……………21
- 佐賀県死因究明等推進協議会設置要綱……………22
- 用語の説明……………24

第 1 はじめに

1. 本計画の基本的事項

本計画は、佐賀県死因究明等推進協議会の関係団体の現状・課題を共有するとともに、地域の状況に応じた死因究明等に関する方向性を示すものとなります。

死因究明等の推進体制については、国において、令和2年に死因究明等推進基本法（以下「法」という。）が施行され、死因究明等に関する施策に関し基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体、大学等の責務（役割）や死因究明等に関する施策の基本事項などが定められました。

令和3年度、令和6年度、法に基づいて閣議決定された死因究明等推進計画では、「地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの充実を図ること。当該マニュアルを通じて、地方公共団体ごとの死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の実情に応じた実効性のある施策の実施、検証、評価、改善のサイクル形成を促す。」とされています。全ての都道府県で地方協議会が設置されましたが、死因究明等の施策に関する計画を策定している地方公共団体は少ない状況です。

佐賀県死因究明等推進協議会において、令和4年度から令和5年度にかけて、死因究明等に関し、優先して取り扱う施策を選定し、現状・課題・他団体と協力したい取組等について、協議しました。令和6年度は、死因究明等の施策に関する計画策定に向けて、計画の骨子案を協議したところで

す。

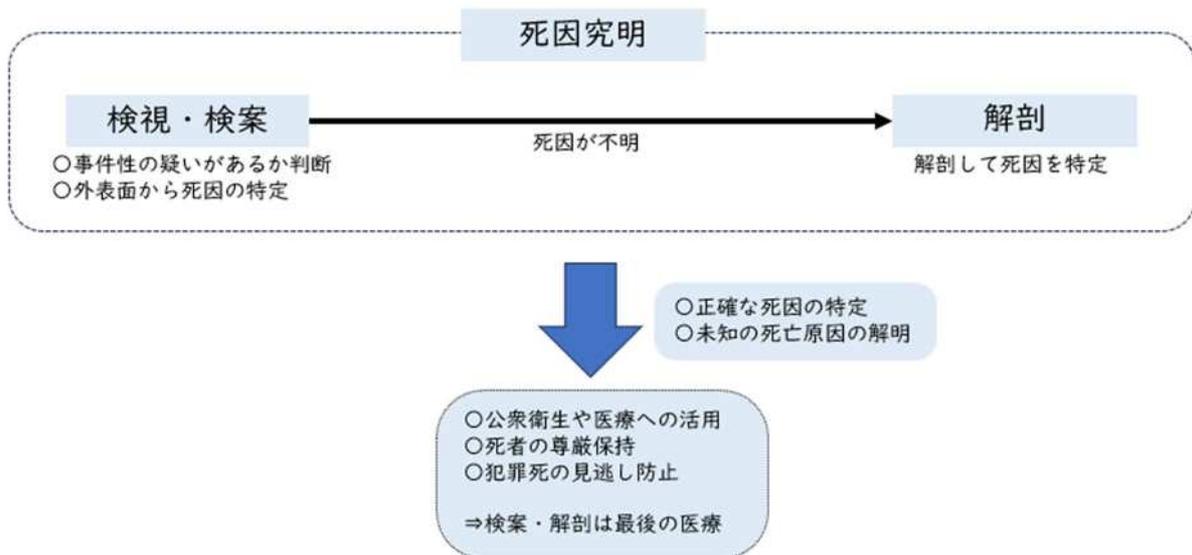
今後、本計画を基に、法やそれに基づく国の方針も踏まえて、更に議論を深め、関係団体とともに死因究明等推進を図っていきます。

2. 死因究明の必要性

死因を究明することは、亡くなられた方が生存していた最後の状況を明らかにするものであることに鑑み、ご遺族等の感情に対し理解し、亡くなられた方個人の尊厳の保持につながります。ご遺体の検案等によって死因及び死に至る過程を明らかにすることは「人が受ける最後の医療」であります。

その前提のもと、死因を究明することによって得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上に資する情報として広く活用され、保健医療の向上につながります。

また、死因の究明は、災害、事故、犯罪等の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合においても、被害の拡大及び再発の防止、その他適切な措置の実施に寄与すると考えられます。(図1)



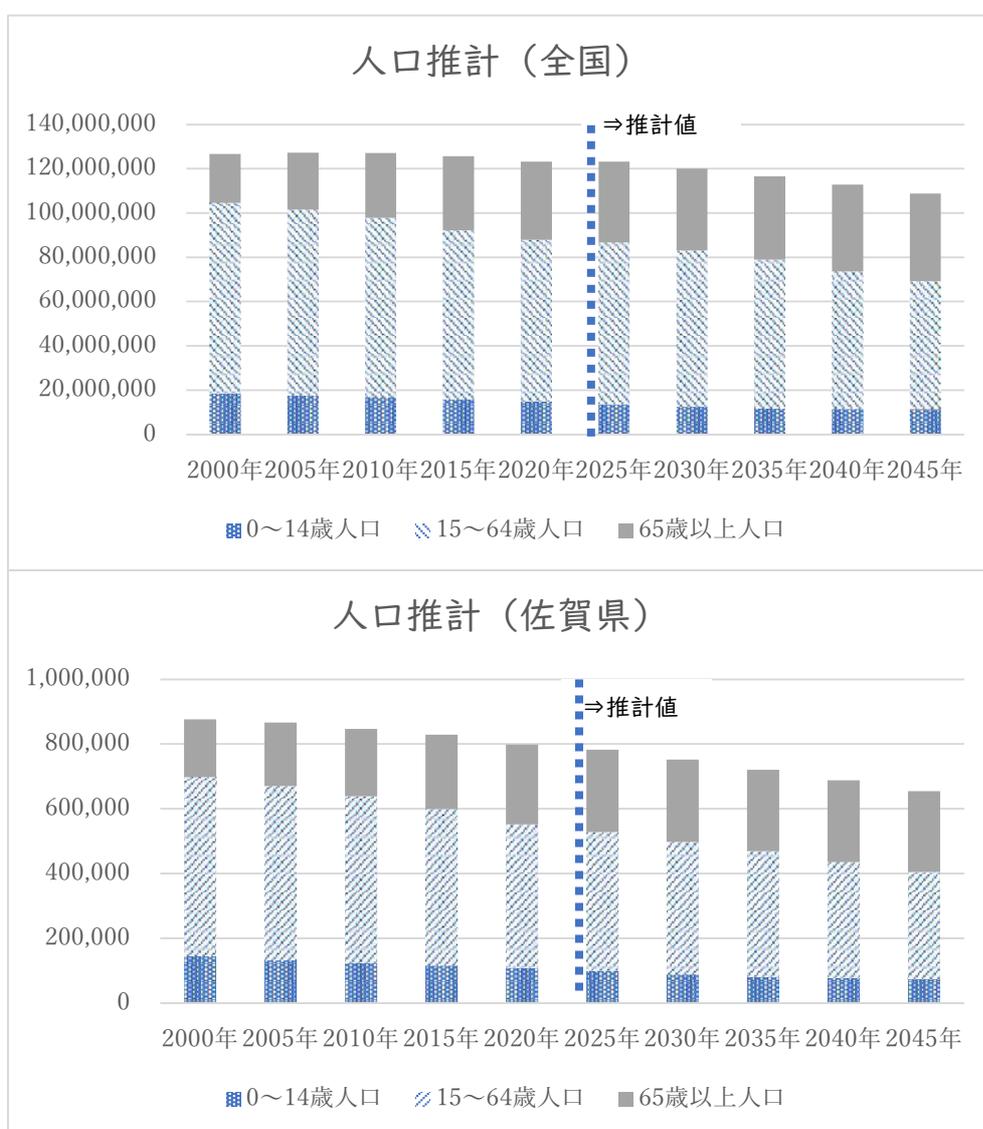
(図1) 死因究明の必要性

第2 全国・佐賀県の現状

1. 将来の人口推計

将来の人口推計は、社会や経済に大きな影響を与える重要な指標です。少子高齢化の進行が深刻な課題となっており、国立社会保障・人口問題研究所の報告書によれば、日本の総人口はすでに減少局面に入っており、今後もその傾向は続く見通しです。全国では、2008年に人口のピークを迎え、2040年には、1億1,120万人台まで減少します。

佐賀県においては、2000年87万人台だった人口は、2040年には68万人台まで減少する見込みです。一方、65歳以上の人口は増加しており、2030年頃まで増加する見込みです。



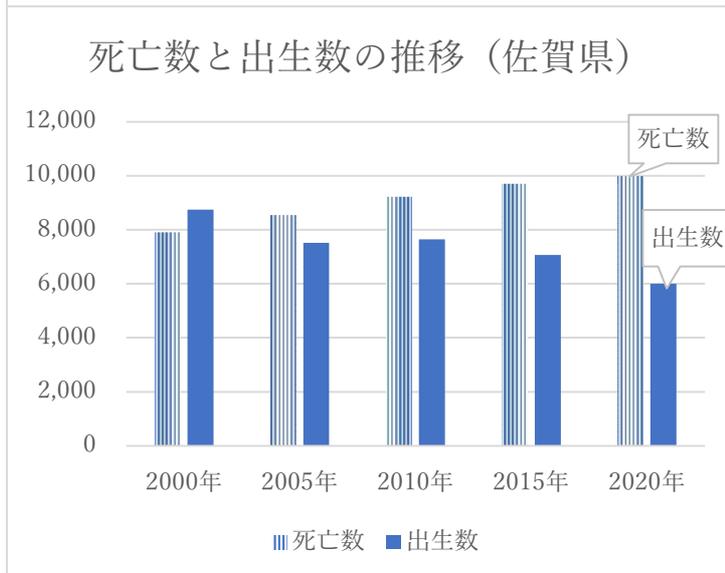
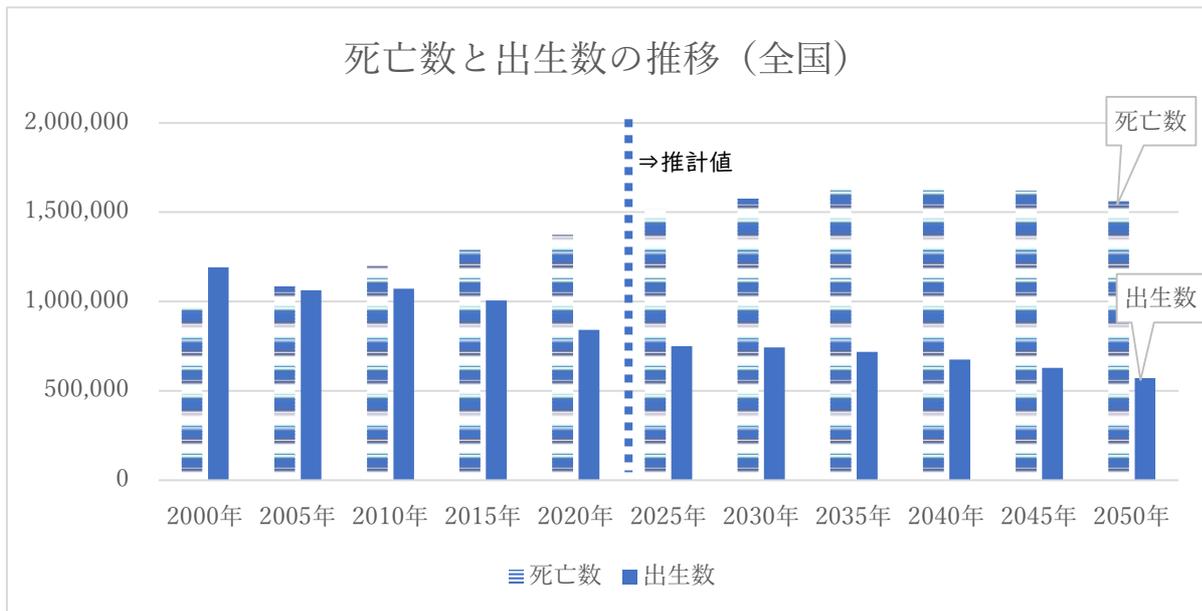
出典：人口動態統計

2025年からの推計データは国立社会保障・人口問題研究所より

2. 年間死亡数

日本の死亡数は、戦後の医療の進歩や生活環境の改善により一時的に減少しましたが、近年では高齢化の進行に伴い増加傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、全国での死亡数は、2040年頃に160万人を超えてピークとなり、その後減少する見込みです。また、出生数と死亡数を比べますと、直近(2023年)では、出生数は72万人、死亡数が157万人となっており、死亡数が大きく上回っている状況です。(人口動態調査)

佐賀県での死亡数について、2025年以降の推計は公表されておきませんが、全国と同様な経過をたどると考えられます。



出典:人口動態統計
2025年からの推計データは
国立社会保障・人口問題研究所より

3. 主な死因の死亡数・死亡率

佐賀県において、令和6年の死因別死亡率では、「悪性新生物」が23%で第1位、次いで「心疾患」が13%、「老衰」が12%、「肺炎」が7%、「脳血管疾患」が6%となっています。

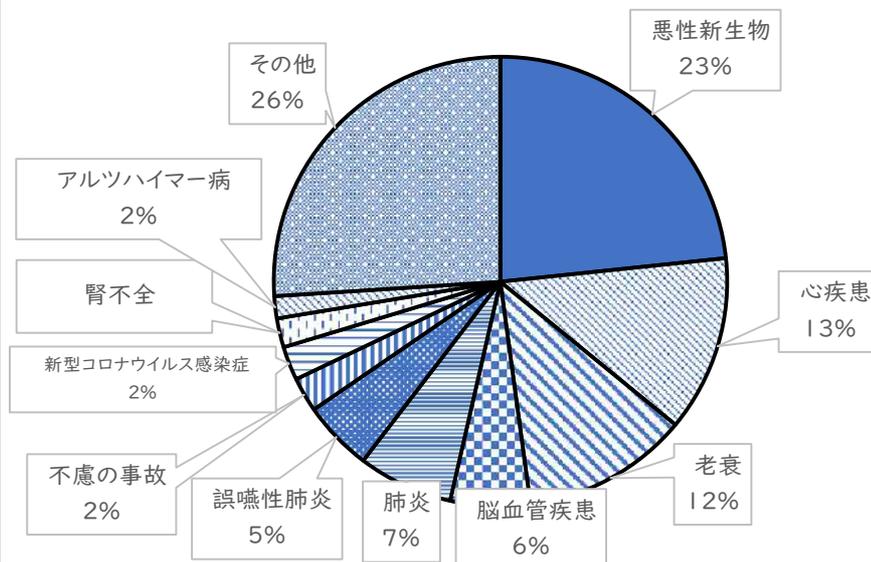
全国と比較すると、「脳血管疾患」が4位（佐賀県では5位）、「肺炎」が5位（佐賀県では4位）となっているのみで、全国と大きな差異はありません。

死因別に見た死亡数・死亡率

(人口10万対)

死因名	全国(令和6年)		佐賀県(令和6年)	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
全死因	1,605,298	1,334.5	11,381	1,464.7
—悪性新生物	384,099	319.3	2,655	341.7
—心疾患	229,277	188.1	1,439	185.2
—老衰	206,882	172.0	1,354	174.3
—脳血管疾患	102,808	85.5	649	83.5
—肺炎	80,171	66.6	773	99.5
—誤嚥性肺炎	63,665	52.9	571	73.5
—不慮の事故	45,689	38.0	282	36.3
—新型コロナウイルス感染症	35,865	29.8	276	35.5
—腎不全	29,661	24.7	239	30.8
—アルツハイマー病	25,590	21.3	181	23.3

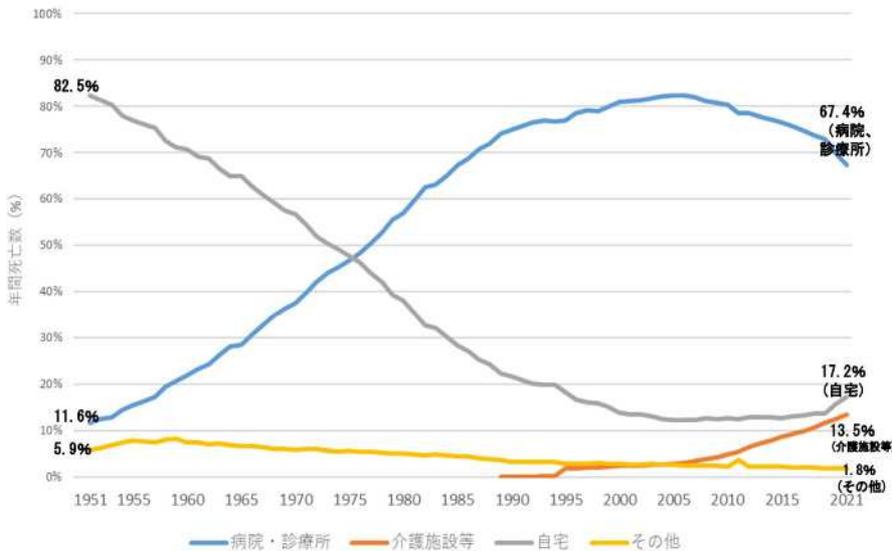
佐賀県における死因割合(令和6年)



出典:令和6年(2024)
人口動態統計(概数)

4. 死亡場所の推移

以下図のとおり、死亡場所の推移が示されています。1950年では、8割の方が自宅で亡くなられていた状況でしたが、1975年頃に病院、診療所で亡くなる方との割合が逆転し、2000年代には病院、診療所で亡くなる方が8割を超えました。現在は、病院、診療所で亡くなる方が減少傾向、自宅、施設で亡くなる方が増加傾向です。佐賀県においても、病院、診療所で亡くなる方は、72.6%で全国平均よりも高い状況ですが、全国と同様に減少傾向です。



厚生労働省 令和3年 人口動態統計 主要統計表 (死亡) 第5表 死亡の場所別にみた死亡数・構成割合の年次推移から作成
 ※介護施設等とは、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム。介護老人保健施設は1989年から、介護医療院は2018年から、老人ホームについては1995年から独立した項目として集計を取り始めたもの
 (1994年までは老人ホームでの死亡は自宅又はその他に含まれる)

出典：死因究明等の推進に関する基礎資料
 (厚生労働省死因究明等推進本部事務局)

5. 警察における死因究明等に係る体制及び死体取扱状況

警察における死体取扱いの流れは、以下のとおりです。

(1) 死体の発見・通報

一般市民が死体を発見した場合、警察に通報します。警察官は通報を受けたら、速やかに現場に赴き、状況を確認します。死体が犯罪死体・変死体・その他の死体かを判断します。警察官は、死体の取扱いについて、遺族などの心身の状況、その置かれている環境について適切な配慮をする必要があります。

(2) 検視・検証・実況見分(刑事訴訟法第229条、刑事訴訟法第218条、刑事訴訟法第197条)

検視官が死体の外表を調査します。物又は場所の形態や状況などを認識し、証拠を記録します。死因や事件性の有無を判断します。

(3) 調査(死因・身元調査法第4条)

死因及び身元を明らかにするために、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問など、必要な調査を行います。

(4) 検査(死因・身元調査法第5条)

警察署長が、死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるとき、体液を採取して行う出血状況の確認、体液・尿を採取して行う薬物・毒物に係る検査、死亡時画像診断などを行います。

佐賀県では、立会い協力を依頼している医師数は、49名という現状です。

(5) 解剖

裁判所が発付した鑑定処分許可状に基づき、犯罪捜査のために司法解剖を行います。

(刑事訴訟法第168・223・225条)

警察署長が、法医学者等の意見を聴いて死因を明らかにするのに必要だと認めるときに調査法解剖を行います。(死因・身元調査法第6条)

(6) 死体の引き渡し

死因・身元が判明した後、遺族に対して説明を行い、死体と所持品を引き渡します。

警察における死体取扱数については、年々増加しています。今後年間死亡数の高まりとともに、更に増加していく可能性があります。

6. 死体の検案及び解剖等の実施体制

医師による死体の解剖が死因究明を行うための方法としては、最も有効な方法ですが、解剖を担う大学の法医学教室の人員確保並びに検案を行う医師の人材育成及び確保が、全国的に急務となっています。各都道府県内の解剖を一手に引き受ける大学の法医学教室において、今後定年退職を迎える法医学者がさらに増えていく見込みの中、常勤の医師が1人で、解剖を補助する人材も少ない状況の県もあります。

法医学教室における体制及び死体取扱状況は、次の表のとおりです。(全国、九州のみ抜粋)
常勤の医師1人以下の県が11という状況です。

	人員数 (常勤医師)	解剖実施件数	司法解剖	調査法解剖	一人当たり解剖数 (小数点第一位を 四捨五入)
全国	152	14,593	10,572	2,899	96
福岡	5	387	356	31	77
佐賀	1	125	107	18	125
長崎	1	160	140	15	160
熊本	2	135	126	9	68
大分	2	156	136	20	78
宮崎	2	88	75	13	44
鹿児島	1	222	195	27	222
沖縄	3	373	158	194	124

出典：令和7年版死因究明等推進白書（令和6年5月1日時点）

第3 死因究明等の体制整備に向けた各団体の取組及び課題

1. 施策の選定（死因究明等推進計画より）

死因究明等の推進は、安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され、個人の尊厳が保持される社会を実現することが目的とされています。死因究明等が適切に行われるように、以下の到達すべき水準を示し、それを目指して行われます。

- i) 死因究明等が、国及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置づけられること。
- ii) 必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること。
- iii) 全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること。
- iv) 死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用され、災害、事故、犯罪、虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること。

この到達すべき水準を目指して、死因究明等推進基本法において、講ずべき施策を9つ示されています。

- (1) 死因究明等に係る人材の育成等
- (2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- (3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- (4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- (5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- (6) 死因究明のための死体の科学調査の活用
- (7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- (8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- (9) 情報の適切な管理

国は、講ずべき施策に記載された具体積な施策を実施する責務があり、地方公共団体・関係団体は国の実施等を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があるとされています。

佐賀県死因究明等推進協議会において、講ずべき施策に対して、特に優先して取り扱う施策を、以下2つ選定しました。

(1) 死因究明等に係る人材の育成等

(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

今回は、この2つについて、各関係団体の取組状況や課題をお示しすることとします。

2.【施策 1】死因究明等に係る人材の育成等

現状・課題	課題に対応するため、実施している（今後実施したい）取組
<p>■日本医師会主催の死体検案研修会への参加を周知した。検案能力のあるかかりつけ医の育成が必要である。 （佐賀県医師会）</p> <p>■法医研究会（科学捜査研究会主催）を周知に協力した。県内医療機関を対象とした研修会を企画し、検案能力のある医師を育成していく必要がある。 （佐賀県医師会）</p> <p>■警察鑑識部署と警察嘱託歯科医師との合同で歯牙鑑定研修会を実施した。オンライン形式よりも実地研修の方が適切だと考える。 （佐賀県歯科医師会）</p> <p>■死体検案研修（上級）で必修である解剖見学実習を受け入れている。以前から法医学講座の人員不足である。死体検案研修生の多くが診療業務を行っている医師であり、解剖見学の時間調整が難しい状況。 （佐賀大学）</p> <p>■司法解剖立会には、若手職員が立会い、育成を図っている。検視研修を実施し、専門的知識の習得、検視関連の業務遂行能力の向上を図っている。 （佐賀地方検察庁）</p> <p>■法医学教室に、研修生を派遣し、専門知識・技能の</p>	<p>■他県歯科医師会とも連携して、研修会をハイブリッド形式で開催できるような内容を検討している。 令和10年度までに会員全員が少なくとも一度研修を受講した状態が望ましい。 （佐賀県歯科医師会）</p> <p>■検視業務担当官を他部署の事案に派遣するなど、実務経験の向上を図っている。 法医学研修の履修者を法医捜査官として指名し、死体取扱業務を主で行っている。管内全部署への配置を目指す。 （第七管区海上保安本部）</p> <p>■令和7年度より、県内医師向けの死体検案研修会を開催している。 （佐賀県医師会）</p>

向上を図っている。警察主催の検視実務専科、歯科医師会主催の身元確認研修等に参加している。

(第七管区海上保安本部)

■検視官を養成するため、警察大学校の法医専門教養、法医学教室の実務研修に参加している。

捜査員を各2週間検視官室で勤務させ、同行指導や解剖補助に従事させるなど、実践的研修を実施している。

(佐賀県警察本部)

■医療施設等設備整備費補助金(国庫)を活用し、佐賀大学における解剖施設整備を支援。

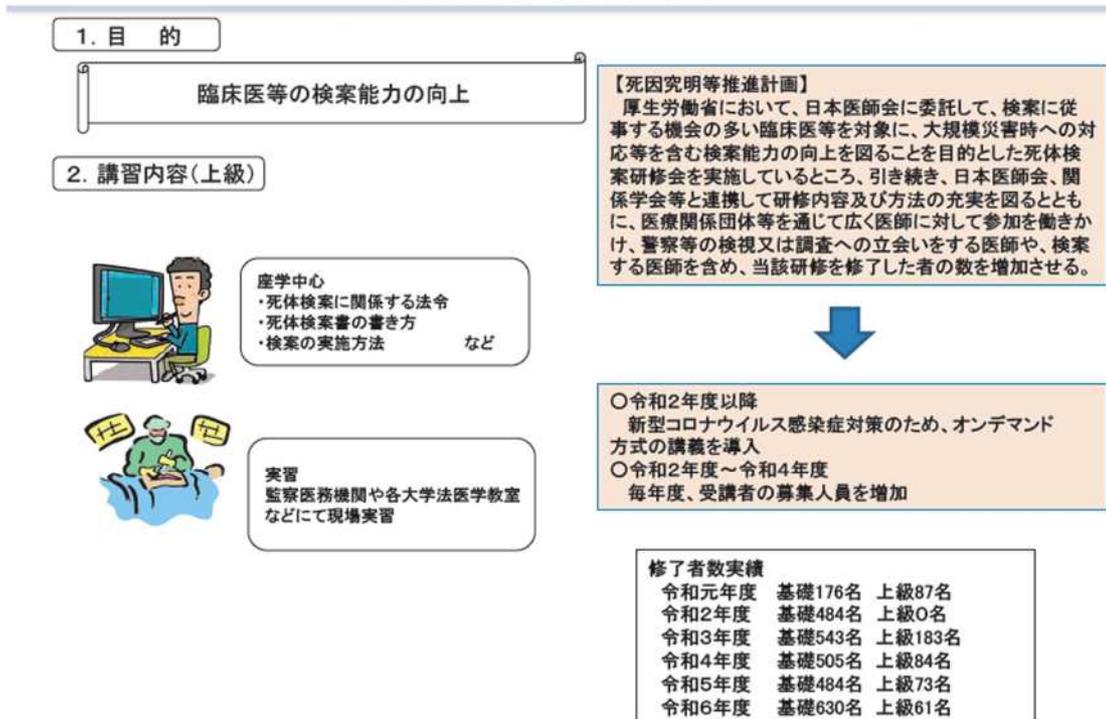
(佐賀県)

《参考》

■死体検案研修会

厚生労働省において、平成26年度以降、検案する医師の検案能力の向上を図ることを目的として、日本医師会に委託して、医師等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会（基礎）と、大学の法医学教室等で現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会（上級）を実施している。いずれの研修会も、講義部分については、Web で動画視聴する方法により実施された。

死体検案講習会事業



出典：令和7年版死因究明等推進白書

3.【施策 2】死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

現状・課題	課題に対応するため、実施している（今後実施したい）取組
<p>■会内に佐賀県医師会警察活動協力医師委員会を設置。今後、在宅死が増加していくことが想定され、休日・夜間の対応等、現在の体制では負担が大きく、これまで以上に検案嘱託医の後継に苦慮する可能性がある。 （佐賀県医師会）</p> <p>■佐賀県警察法歯学連絡協議会を設置し、警察、歯科医師会等と顔の見える関係作り、意見交換を行っている。 （佐賀県歯科医師会）</p> <p>■警察と直接連絡が取れる状態で、土日祝日問わず可能な限り解剖を実施している。基本的に解剖医 1 人で対応しており、人員不足である。 （佐賀大学）</p> <p>■検視及び司法解剖の実態にあたっては、県警及び解剖医等と緊密に連携し、迅速・的確な死因究明に努めている。 （佐賀地方検察庁）</p> <p>■法医学研修の履修者を検視業務担当官として指名し、検視及び解剖の現場に派遣している。検視業務担当官を福岡県警検視官室へ出向させ、実務経験の向上を図っている。管内全ての部署に検視業務担当官を配置するだけの人材確保ができていない。</p>	<p>■検案医師の待遇改善のため、県警に対し働きかけを行った。各警察署、郡市医師会と連携し、一部の検案医への負担集中を防ぐとともに、郡市医師会を通じてかかりつけ医との関係強化を図りたい。 （佐賀県医師会）</p> <p>■常勤医師2名を目指したいが、全国的にも法医学医師が不足しており、確保の見通しが立っていない。解剖率を上昇させることで、研修医師の見学機会の創出や法医学医師になる大学院生の確保を目指す。 （佐賀大学）</p> <p>■検視官担当官不在の部署が死体取扱を行う際、近隣部署から担当官を派遣して対応している。 （第七管区海上保安本部）</p> <p>■法医研究会や学術講演会に警察官を参加させ、検案嘱託医師と認識の共有を図った。 （佐賀県警察本部）</p>

<p>(第七管区海上保安本部)</p> <p>■ 検視取扱い件数は、1,172 体 (R6)、そのうち約半数は不搬送事案であり、県警が嘱託している検案医師 (県下 49 人) で対応している。検案医師の高齢化、医師不足のため、一部の医師に負担がかかっている。</p> <p>(佐賀県警察本部)</p> <p>■ 死因究明等推進基本法に基づき、県の状況に応じた死因究明等に関する施策の検討や関係団体との現状共有を行うため、佐賀県死因究明等推進協議会を設置している。</p> <p>(佐賀県医務課)</p>	
---	--

第4 推進体制と本計画の見直しについて

○ 計画の推進体制

今回、死因究明等推進するために、佐賀県死因究明等推進協議会の構成団体ごとに課題、取り組むべき内容をまとめました。今後も当協議会の関係者間で協議や調整した上で、連携して対応することが必要です。

○ 進捗管理

本計画に記載している内容については、原則佐賀県死因究明等推進協議会の場において、報告するとともに、進捗状況を確認していくこととします。

また、国が作成する死因究明等推進計画は、3年に1回変更することとされているため、随時情報を把握し、協議会に報告するとします。

參考資料

死因究明等推進計画の概要等

死因究明等推進本部事務局

(厚生労働省 医政局 医事課死因究明等企画調査室)

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

死因究明等推進計画のポイント

<背景>

- 令和2年4月「死因究明等推進基本法」施行 → 令和3年6月「死因究明等推進計画」策定
 - ※ 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。(法第19条第7項)
- 令和5年度 死因究明等推進計画検証等推進会議（5回開催）

<現状と課題>

- 年間死亡数の増加
 - ※ 年間死亡数：138万人（R元）→157万人（R4）
- 死因究明等に係る人材の乏しさ
 - ※ 法医学教室の定年退職者増加、常勤医1人以下が10県（R4）、働き方改革の中での人員確保 等
- 死因究明等に係る更なる地域の体制整備の必要性等
 - ※ 地方協議会の議論の活性化と深化、連携の人的基盤や死因究明等に係る質の均てん化 等

ポイント

- 死因究明等に係る人材の育成、確保方策
 - ・ 検案医の増加、資質向上等を目的とした死体検案研修会
 - ・ 法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知
- 死因究明等に係る専門的な機関の全国的な整備方策
 - ・ 地方公共団体の体制整備推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
 - ・ 地方協議会の運営マニュアルの充実
 - ・ 地方協議会の積極的開催、解剖等対応可能施設の把握、協議会による研修等への支援 等
- その他
 - ・ 地域の死因究明等・薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
 - ・ 予防のためのこどもの死亡検証（CDR）について、課題検討、好事例の横展開、普及啓発等の推進
 - ・ 検案医が死者の医療情報を迅速、確実に把握できるような仕組みの可能性の検討 等

死因究明等推進計画の概要①

1 現状と課題

- 年間死亡数の増加 ※年間死亡数：138万人(R元)→157万人(R4)
- 法医学教室の定年退職者増加、補助人材の少なさ、働き方改革の中での人員確保 ※常勤医1人以下が10県(R4)
- 死因究明等推進地方協議会の議論の活性化と深化、連携の人的基盤や死因究明等に係る質の均てん化等
- 公衆衛生の向上等のため、死因究明等の成果を広く一般に周知

2 死因究明等の到達すべき水準、基本的な考え方

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 死因究明等の到達すべき水準 ① 死因究明等を重要な公益性を有するものとして位置付け ② 必要な死因究明等が実現される体制の整備 ③ 客観的かつ中立公正に実施 ④ 権利利益の擁護、公衆衛生の向上及び増進、被害の拡大防止等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 死因究明等の基本的な考え方 • 国の責務（具体的施策の実施） • 地方公共団体の責務（地域の状況に応じた施策実施等） • 大学の努力義務（大学における人材育成・研究実施） • 医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の関係者の相互連携 |
|---|---|

2

死因究明等推進計画の概要②

3 死因究明等に関し講ずべき施策

※ 下線は新規事項等

人材育成等 施策番号 1～20

- 死体検案研修会等による検案医の増加と資質向上等
- 法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知
- 研修による警察等職員の育成等

教育及び研究の拠点の整備 21

- 大学を通じた教育・研究拠点整備の取組支援

警察等における実施体制の充実 30～41

- 検視官、鑑識官の効果的・効率的な運用
- 必要な解剖、薬毒物検査、死亡時画像診断等の確実な実施
- 適正かつ効果的な身元確認の推進

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実 42～57

- 地域の死因究明等の持続可能な体制の検討、整備の促進
- 解剖、画像診断、検査や施設設備整備の費用支援
- 死亡診断書の様式、電子的交付の検討
- 検案する医師が法医学者に相談できる体制の充実

死体の科学調査の活用 58～74

- 地域の薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
- 死亡時画像診断の活用に係る費用の支援、研修会等による医師、診療放射線技師の増加と資質向上等

専門的な機関の全国的な整備 22～29

- 公衆衛生に活用される地方公共団体の体制整備の推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
- 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの充実
- 死因究明等推進地方協議会の積極的な開催、解剖等対応可能施設等の把握、協議会による研修等への支援等
- 大規模災害等に備えた体制の構築推進

身元確認のための死体の科学調査の充実等 75～79

- 歯科所見による身元確認のためのデータベース構築の検討

情報の活用及び遺族等に対する説明の促進 80～92

- 解剖等データベース運用の実現可能な体制等の方向性
- 予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の課題検討、好事例の横展開、普及啓発等を推進
- 遺族等への丁寧な説明の促進

情報の適切な管理 93

- 情報管理の重要性の周知徹底による適切な管理

3

死因究明等推進計画の概要③

4 推進体制等

※ 下線は新規事項等

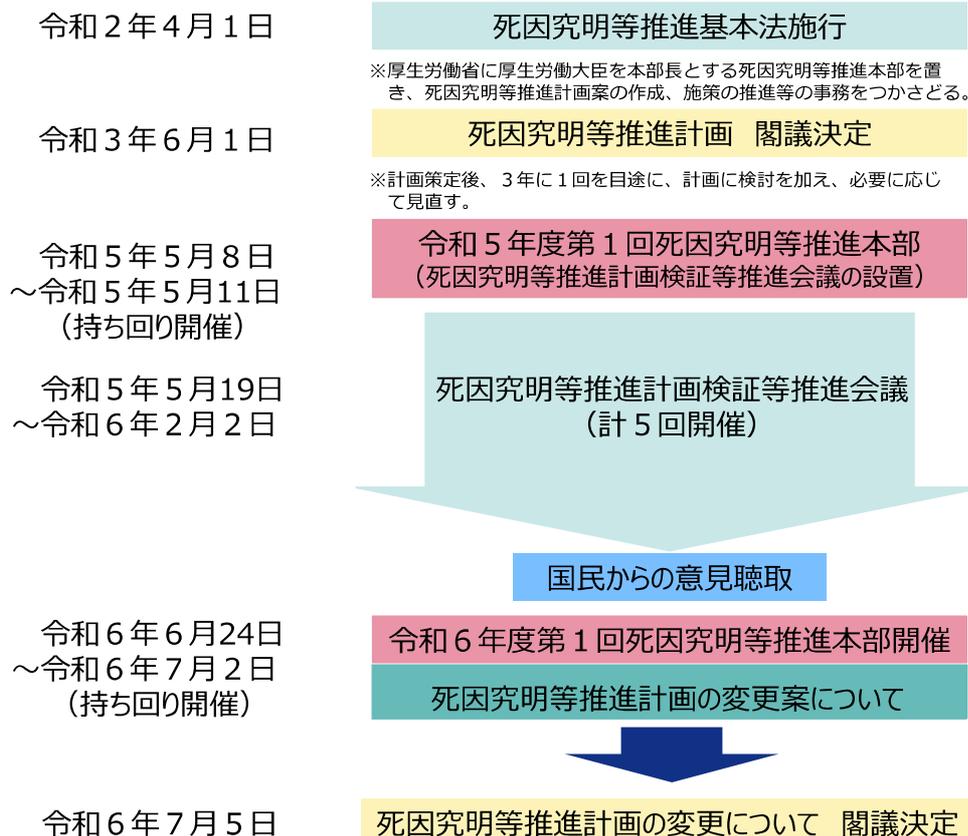
- 3年に1回、計画に検討を加え、必要に応じて見直し
- 関係省庁で少なくとも毎年1回のフォローアップ ※R4から関係省庁会議を開催

中長期的な課題

- 法医学や検案に対する関心拡大、人材のキャリアパスを含めた処遇確保、補助人材の法医学教育等の実施等による育成、確保等
- 死因究明等推進地方協議会等を活用した、地方公共団体横断的な取組のあり方の検討
- 検案医が死者の医療情報を迅速、確実に把握できるような仕組みの可能性の検討

4

死因究明等推進計画の経緯



死因究明等推進計画に基づく取組を推進

5

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要

1. 本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2. 地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3. 地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を定める
- ②死因究明等に関連する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4. 地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会
- ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会
- ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5. 地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

6. 死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7. 地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8. 死因究明等の体制構築事例の紹介

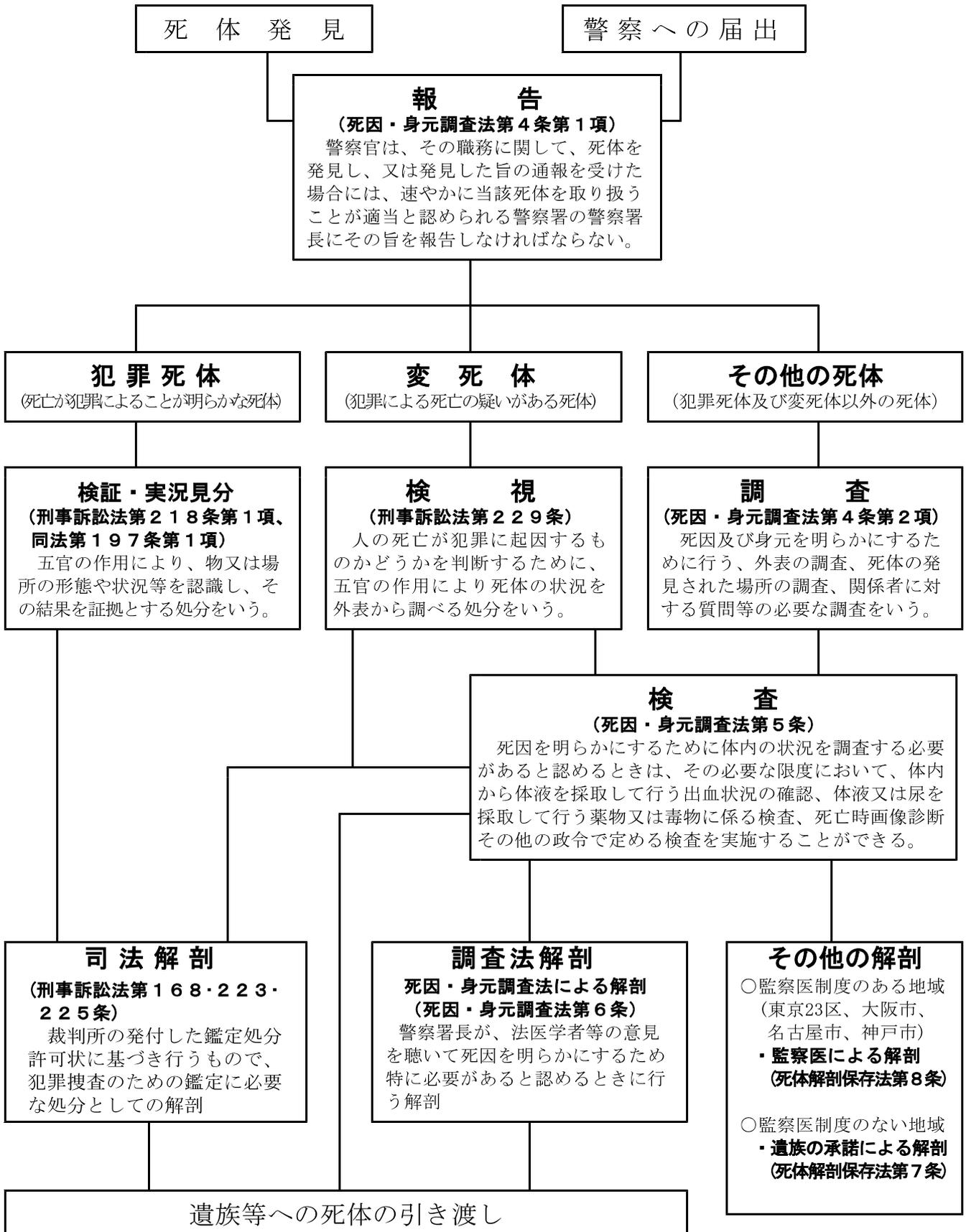
- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築（茨城県筑波剖検センター）
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9. 地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10. 支援制度など国の取組の紹介

警察における死体取扱いの流れ



佐賀県死因究明等推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 死因究明等推進基本法（令和元年 法律第33号）第30条の規定に基づき、本県の状況に応じた死因究明等に関する施策の検討を行うため、佐賀県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は知事が委嘱した構成員をもって組織する。

- 2 構成員は、知事部局、警察部局、検察庁、海上保安庁、医療関係者、学識経験者、その他本県において死因究明等を実施する関係機関の関係者の中から知事が委嘱する。
- 3 協議会に会長及び副会長各1名を置く。
- 4 会長は、構成員の互選により選出する。会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長が指名する構成員を充て、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(構成員の任期)

第3条 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度、会長が召集する。

(構成員以外の出席)

第5条 協議会が必要と認めた場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、佐賀県健康福祉部医務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月5日から施行する。

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。

この要綱は、平成31年2月5日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

用語の説明

○ 検視

犯罪死体や変死体の場合、検視官が死体の外表を調査します。物又は場所の形態や状況などを認識し、証拠を記録します。死因や事件性の有無を判断します。(再掲)

○ 検案

医師が死体を診て、死亡の原因や死亡時刻などを医学的に判断します。

○ 検査

警察署長が、死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるとき、体液を採取して行う出血状況の確認、体液・尿を採取して行う薬物・毒物に係る検査、死亡時画像診断などを行います。佐賀県では、立会い協力を依頼している医師数は、佐賀県で49名という現状です。

○ 監察医制度

監察医制度は、飢餓、栄養失調、伝染病等により死亡が続出していた終戦直後において、これらの死因が適切に把握されず対策にも科学性が欠けていたため、公衆衛生の向上を目的として、連合軍総司令部(GHQ)が、国内の主要都市に監査医を置くことを日本政府に命令したことにより、昭和22年に創設。現在、東京23区内、大阪市、神戸市に監察医が置かれ、原因不明の死体を検案又は解剖等を行って死因を明らかにすることで、公衆衛生の向上等に寄与しています。

○ 司法解剖

犯罪死体又は犯罪死体の疑いがある死体の死因などを究明するために行われる解剖のことです。裁判所が発行する鑑定処分許可状に基づき、法医学者が解剖を行います。

○ 調査法解剖(死因・身元調査法に基づく解剖)

犯罪性が明確ではないが死因が不詳な死体に対して、死因や身元を調査するために行われる解剖です。警察署長が判断し、大学の法医学教室などで実施されます。